意見陳述

東恩納琢磨

ハイサイ、グスーヨーチュウウガナビラ

わたしは、1961年旧久志村、現在の名護市瀬嵩で生まれ育ちました。

1997年に辺野古新基地建設の是非を問う名護市住民投票が行われました。当時は「撤去可能なヘリポート建設」と那覇防衛施設局＝現在の防衛局は言っていました。私は、名護市の将来に及ぶような大切なことは名護市民が住民投票で決めようと始まった、住民投票条例を議会へ提出するための受任者の一人となり署名活動を行いました。

有権者の５２％19734人の署名を集め住民投票条例を成立させ、名護市で初めての住民投票が行われました。

防衛施設局は職員を名護に派遣し、まるで人畜無害の飛行場を建設するかのような、それだけではなく名護市の振興にも役立つような錯覚を与えるきれいなカラーのチラシを作って「賛成に〇と書いて下さい」と全戸配布していました。それに対して私たちは、「久志地域（名護の東海岸）を犠牲にしないで一緒になって反対して下さい」と市街地へ手作りのチラシを配りました。

結果は、建設反対が過半数を超えました。これが名護市民の民意です。

私は、当時、辺野古にある土建会社に勤めていましたが、会社に勤めながらの建設反対行動はしづらく、また名護市の将来をかけた一生に一度の取り組、だと決意して会社を辞めて、住民投票の運動に専念しました。

その後は基地建設に頼らない、基地に頼らない仕事を生業にしようと2000年からエコツアーのガイドを行っています。主に、大浦湾でのシーカヤック体験やグラスボートの遊覧を国土交通に届け出を行い運航しています。

私は2008年より名護市議会議員も務めていますが、今回、市議ではなく私人として辺野古新基地建設が強行され辺野古・大浦湾地先が埋め立てられると、エコツアーガイドとしての生業が失われることを理由に原告となっています。私の原告適格を認め、門前払いをしないで下さい。

沖縄防衛局長は自らを私人として拡大解釈し行政不服審査法を使って沖縄県の不承認を取り消しました。国家公務員として身分が保証されている人間の訴えは認めるが、普通に辺野古・大浦湾一帯で暮らし、あるいは生業をしている国民の訴えを原告不適格として門前払いすることは、法の下の平等からしても公平ではありません。

名護市民や沖縄県民は自治権の制限を加えられることに対して、民主主義の手続きに基づいて住民投票条例を制定し投票を行い辺野古・大浦湾への新基地建設に明確に反対する民意を示しています。

このことを踏まえて私は訴えます。

裁判官は防衛局が求めている原告適格という入口論に終始するのではなく、何兆円もかけ、何十年の歳月をもかけて行われる辺野古・大浦湾への新基地建設が、国民の損失にならないのか、沖縄県民の損失にならないのか、名護市民の損失にならないのか明らかにして頂きたい。47都道府県もある中でなぜ、沖縄だけが国を相手に何度も何度も辺野古新基地建設問題で争わなければならないのか、それは、司法の役割を司法が放棄しているからではないでしょうか

裁判所がすべきことは、防衛局が持っている軟弱地盤の情報を包み隠さず法廷で明らかにさせることです。公有水面埋立法に違反していないか、航空法に違反していないかを明らかにすることです。

閣議決定という根拠だけで一地方公共団体のみに辺野古新基地建設を強行するのは不平等であり、差別です。沖縄県民は辺野古新基地問題で四半世紀以上も翻弄されつつも市民、県民の民意を示してきました。

法の番人として、その問題に終止符を打つためにも、将来に禍根を残さないためにも、今ここにいる裁判官殿、あなたが門を開かなければならないのです。実質審理の門を開いてください。

そのことによって三権分立が保証された成熟した民主主義国家として国際社会から認められるのではないでしょうか。

このような国であることを願って陳述いたします。

以上